ホテルランタナ宿泊約款

第1条【摘要範囲】

- 1 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款が定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条【宿泊約款の申込み】

- 1 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
 - (1)宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による)
 - (4)その他当館が必要と認める事項
- 2 宿泊客が、宿泊中に前項事項(2)号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊約款の申し込みがあったものとして処理します。

第3条【宿泊契約の成立等】

- 1 宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3 日を超えるときは 3 日間)の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただきます。
- 3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し残額があれば第11条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4 第 2 項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失 うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当館がその旨を宿泊者に告知した場合に限ります。

第4条【宿泊契約締結の許否】

当館は、次に揚げる場合において、宿泊契約締結に応じないことがあります。

- (1)宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- (2)満室により客室に余裕はないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、伝染病に疾病にかかっていると明らかに認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が賭博、その他違法行為又は風紀を乱す行為をする恐れがあると認められるとき。
- (5)宿泊しようとする者が泥酔者で、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす恐れがあるとき。
- (6) 宿泊しようとする者が明らかに支払い能力がないと認められるとき。
- (7)宿泊しようとする者が挙動不審と認められるとき。

- (8) 宿泊しようとする者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者その他の反社会的勢力であるとき。
- (9) 宿泊しようとする者が、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他に団体であるとき。
- (10) 宿泊しようとする者が、暴力団員である役員が就任している法人であるとき。
- (11)宿泊しようとする者が、当館若しくは当館従業員に対し、暴力的要求を行い、又は合理的範囲を超える 負担を要求したとき。
- (13) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

第5条【宿泊客の契約解除権】

- 1 宿泊客は当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定によ
- り当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除 したときを除きます。)は別表第2に揚げるところにより、違約金を申し受けます。
- 3 当館は、宿泊客が連絡しないで宿泊日当日の午後23時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理する場合があります。

第6条【当館の契約解除権】

- 1 当ホテルは、次に揚げる場合においては、宿泊契約を解除する場合があります。
 - (1) 伝染病の疾病に罹患していることが判明したとき
 - (2) 賭博、その他違法行為又は風紀を乱す行為をしたとき。
 - (3) 泥酔又は放歌、けん騒、音曲等他の利用客に迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4) 支払い能力がないと認められたとき。
 - (5)不審な挙動をしたとき。
 - (6) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者その他の反社会勢力であるということが判明したとき。
 - (7) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体であるということが判明したとき。
 - (8) 暴力団員である役員が事業活動を支配する法人その他であるということが判明したとき。
 - (9) 第2号及び第3号の他、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (10)当館若しくは当館従業員に対し、暴力的要求を行い、又は合理的範囲を超える負担を要求したとき。
 - (11)指定場所以外での喫煙、消防設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規約の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わなかったとき。
 - (12) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができなくなったとき。
- 2 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第7条【宿泊の登録】

- 1 宿泊客は、宿泊当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - (1)宿泊者の氏名、年齢、性別、住所及び職業
 - (2) 外国人にあたっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当館が必要と認める事項
- 2 宿泊者、又は申込者が行う、第11条の料金の支払い方法は、現金又はクレジットカードのみとします。
- 3 当館では、旅行小切手、宿泊券、宿泊クーポン、割引券等は一切取り扱いしておりません。

第8条【客室の使用時間】

- 1 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合に おいては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 2 当館は、前項の規定に関わらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に揚げる追加料金を申し受けます。
 - (1)30 分毎に1,000円(税込)
 - (2)午後2時以降は、基本料金の100%

第9条【利用規則の遵守】

宿泊客は、当館においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第10条【営業時間】

当館の主な施設等の営業時間は次の通りとします。

- (1) フロント・キャッシャー等サービス時間:
 - イ) 門限:24 時間 ロ) フロント:24 時間 ハ) キャッシャー:23:00
- (2) 前項と時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法を前もってお知らせします。
- (3) 防犯の都合上、0時から5時までエントランス正面玄関を施錠します。施錠中はルームキーで開錠が可能です。

第11条【料金の支払い】

- 1 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に揚げるところによります。
- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めたクレジットカードの方法により、宿泊客の到着の際又は当館が 請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
- 3 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金 は申し受けます。

第12条【当館の責任】

宿泊客が部屋の鍵を紛失したことによって、万一トラブルが生じても、当館は一切の責任を負いかねます。

第13条【契約した客室の提供ができないときの取扱い】

- 1 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、出来る限り同一の条件による他の宿泊 施設をあっ旋するように努めます。
- 2 当館は、前項の規定に関わらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、 その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がな いときは、補償料を支払いません。

第14条【寄託物等の取扱い】

- 1 宿泊客がフロントにお預けになった物品について、減失・毀損等の損害が生じるときは、それが不可抗力である場合 を除き、当館は、その損害を賠償します。(損害限度額:15万円)
- 2 宿泊客が当館内にお持ちになった物品又は現金並びに貴重品について、フロントにお預けにならなかったものに関しましては、当館の故意または過失がない限り、減失。毀損の損害が生じても、当館は責任を負いかねます。
- 3 当館では、現金またが犬・猫・鳥獣類等をお預かりすることはできません。

第15条【宿泊客の手荷物又は携帯品の保管】

- 1 お預かり期間は、当館がお預かり品をお預かりした日からお受取りご指定日までとします。お受取ご指定日は、当館がお預かり品をお預かりした日から 1_{F} 月以内とします。
- 2 お預かり品のお受取人は、お預けのご依頼人又はその方がお受取りご指定された第三者とします。
- 3 お受取人又はお受取りの権利を与えられた第三者がお預かり品のお受取りを請求をされる場合、当館の係員は相当の 注意をもって、お受取人との同一性を確認し、お預かり品をお渡しいたします。この場合、当館はお預かり品に関し て責任を免れるものとします。
- 4 お預かり品の紛失・変質その他一般に不可抗力とされている事由による損害に対して、当館はその責任を負いません。
- 5 お預かり品の毀損・変質その他ご依頼人に責めに帰すべき事由により、当館又は第三者が損害を受けたときは、その 損害を賠償していただきます。
- 6 お預かり期間終了1週間以内にお預かり品のお受取りがない場合、当館はお預かり品を別途通常の管理をし、一般に 適当と認められる方法・時期・価格により処分することができるものとします。また処分が困難は場合、当館が該当 お預かり品を破棄することができるものとします。

第16条【駐車の責任】

宿泊客が当館の紹介する駐車場をご利用になる場合、当館がお貸しするものではなく、駐車場の管理責任まで負でものではありません。

第17条【免責事項】

当館内からコンピューター通信のご利用にあたっては、お客様ご自身の責任にて行うものとします。コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当館は一切の責任も負いません。又、コンピューター通信のご利用にあたって、当館が不適切と判断した行為により、当館及び第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

第18条【宿泊客の責任】

宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対しその損害を賠償していただきます。

宿泊者が支払うべき総額	内訳		
	宿泊料金	(1)基本宿泊料	
	追加料金	(2)その他の利用料金	
	税金	イ 消費税口	

別表第2 違約金(第六条第2項関係)

		不泊	当日	前日	9日前	20 日前
一般	14 名まで	100%	80%	20%	10%	
団体	15 名~99 名まで	100%	80%	20%	10%	
	100 名以上	100%	100%	80%	20%	10%

- (注) 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
 - 2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数に関わりなく、1日分(初日)の違約金を収受します。
 - 3. 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)におけるしゅ気迫人数の10%(端数が出た場合には切り上げる)にあたる人数については、違約金はいただきません。

【ご滞在中のお客様へお願いとご注意】

- 1) 当館はチェックインの際に宿泊代金n清算をお願いしております。ご滞在中のお客様につきましては、宿泊料金の 3日分以上お預けいただきます。
- 2) ご滞在の場合、宿泊料金のお支払いは前払い制ですので、必ず午前11時迄にお願い申し上げます。
- 3) 滞在中の無断外泊は、固くお断り申し上げます。フロントへ連絡なく外出されお帰りのない場合は、チェックアウト扱い致します。
- 4) 宿泊者以外の客室への無断入室は固く禁じております。ご入室された場合追加料金3,000円(消費税別途)発生致します。
- 5) 室内に備品等、ベッド、テーブル等既設されております設備位置変更並び持ち出し、家庭用の器具・家具の持ち込みは、固くお断り致します。
- 6) お部屋での落書き及び破損行為を発見致しました場合は損害の賠償を頂きます。
- 7) お部屋は禁煙室でございます。電子タバコ、水タバコもお断り致します。当館出て左側に喫煙所がございますので そちらでの喫煙をお願い致します。

- 8) お部屋、浴室での染物はお断り致します。
- 9) 臭いが強い香水にご使用やにおいが強い物の飲食はお控えください。
- 10) いかなる理由があろうとも当館への犬・猫・鳥獣類、全ての動物やペットの持ち込みは禁止とします。
- 11) 宿泊者が捨てるゴミは、一般廃棄物に限るものとします。産業廃棄物、資源化物、危険物、その他金庫、カバン、楽器ケース、段ボール、洋服類などを捨てることは禁止とします。1日あたりの最大量は45リットルまでとします。
- 12) ルームキーを紛失された場合、再発行手数料として1,000円(税込)発生いたします。

【ハウスキーパーからのお願い】

お部屋の清掃は午前9時~午後2時迄となっております。清掃を進めるうえで、お客様のお部屋に入室致しますが、 ナイトテーブルやテーブルに現金・指輪・時計等の貴金属並びに貴重品がございますと、その周りは掃除が出来ませ ん。隅々まで清掃出来ますようご協力くださいますよう切にお願い申し上げます。

ホテルランタナ那覇国際通り